

# 令和6年度 豊田市市民活動 促進補助金募集要領

新たな  
事業へ  
チャレンジ！

はじめての  
一歩を  
ふみだそう！

活動を  
ステップ  
アップ！



★前年度より早くなりました！

## 申請期間

令和6年3月1日（金）

～令和6年3月23日（土）

# 目次

(1) 制度の趣旨	P.1
(2) 対象団体	P.2
(3) 対象経費	P.2
(4) 補助対象期間	P.2
(5) 申請期間	P.2
(6) 募集内容	P.3
(7) 申請書類	P.4
(8) 申請方法	P.5
(9) 審査	P.5~6
(10) 全体の流れ	P.7
(11) 申請書記入例	P.8~14
(12) 申請に関するQ & A	P.15
(13) 特定非営利活動促進法に掲げる分野の市民活動一覧表（参考）	P.16

## (1) 制度の趣旨

市民活動(※)は、社会に向けた公益的な活動(社会貢献活動)であり、豊田市が「市民と行政の共働によるまちづくり」を目指すうえで、まちづくりの大きな力となります。

こうした市民活動がさらに活発になるため、市民活動団体に対し、団体活動の自立及び活性化、市民活動の拡充、市民活動に対する市民理解の増進を図るための取組みや事業に補助金を交付します。

※「市民活動」とは、営利を目的とせず、市民が自主的に行う公益的な活動であって、その活動が次のいずれにも該当しないものをいう。(豊田市市民活動促進条例第2条より)

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを目的とする活動

ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

エ 公共の利益を害する行為をする恐れのあるものの活動

## (2) 対象団体（申請できる団体の条件）

次に掲げる要件の全てに該当すること。

- (1) 豊田市内で特定非営利活動促進法に掲げる分野（16 ページ参照）に関する市民活動を行っている、または始めようとする市民活動団体で、その形態は、任意団体、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人も含む）、一般社団法人及び公益社団法人。ただし共益活動のみを行う団体は除く。
- (2) **会員5名以上**で構成されている団体
- (3) 政治活動、宗教活動を目的としていない団体
- (4) 暴力団でない団体、暴力団員が役員となっていない団体かつ暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない団体
- (5) その他、対象部門ごとに定めた要件

## (3) 対象経費

補助対象となる主な経費	
人件費	給料・賃金 等
報償費	講座、講演会等における講師への謝礼 等
旅費・交通費	活動及び研修に参加する際の交通費、宿泊費 等
消耗品費	コピー代、事務用品（用紙・インク・文具等）、材料費 等
燃料費	ガソリン代 等
印刷製本費	チラシ、ポスター、リーフレット等の印刷 冊子作成のための製本費 等
通信運搬費	通信費（電話代、切手代、郵送代）
保険料	ボランティア保険、レクリエーション保険 等
使用料	会場使用料（交流館等）、物品等のレンタル料 等
備品購入費	備品購入 ※税込 20,000 円/個 以上の物品
負担金	研修参加費、受講料 等
その他	上記、各費目以外に必要な経費

※食糧費は対象となりません。

## (4) 補助対象期間

令和 6 年 6 月 1 日（土）から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで（単年度補助）

ただし、「交付決定前着手承認申請書（様式第 2 号）」を提出した場合は、承認決定日から。

## (5) 申請期間

令和 6 年 3 月 1 日（金）から令和 6 年 3 月 23 日（土）まで

## (6) 募集内容

豊田市市民活動促進補助金には「はじめの一步部門」「活動ステップアップ部門」「新規事業チャレンジ部門」の3つの部門があります。

### ①はじめの一步部門（立上期）

目的	立上期における市民活動の自立を図るため
設立年数	5年未満（申請時点で）
補助期間	2か年（1団体1回限り）※1年ごとの申請が必要
限度額等	1年目：10万円以内（補助率：10/10） 2年目：5万円以内（補助率：10/10）

### ②活動ステップアップ部門（継続期）

目的	市民活動の継続と活性化、団体の自立強化、市民理解の増進を図るため
設立年数	3年以上
補助期間	2か年（1団体1回限り）※1年ごとの申請が必要
限度額等	1年目：20万円以内（補助率：2/3） 2年目：10万円以内（補助率：1/3）

### ③新規事業チャレンジ部門（発展期）

目的	新しい課題に対する取組みを支援するため
設立年数	5年以上（複数団体による申請の場合は代表申請団体について）
補助期間	3か年 または 2か年（同一事業1回限り）※1年ごとの申請が必要
限度額等	3か年の場合全体で60万円以内、2か年の場合40万円以内 （補助率：2/3）

### (留意事項)

- ・ 同一年度に複数部門の申請はできません。
- ・ 補助期間終了後1年を経過しなければ他部門への申請はできません。
- ・ 補助金額は、千円未満の端数を切捨てします。
- ・ **他補助制度との併用申請は、経費を区分してください。**重複補助はできません。補助金によっては、併用申請自体を認めていないものもありますので申請補助金の制度をご確認のうえ、申請をご検討ください。

## (7) 申請書類

- ・ 網かけ（色付き）の部分が申請時に必ず必要な書類です。
- ・ 「豊田市市民活動促進補助金交付決定前着手承認申請書」は交付決定日（6月1日）より前の活動経費を申請する場合のみ必要です。
- ・ 様式欄に「○」とあるものは、指定様式です。豊田市ホームページ「令和6年度豊田市市民活動促進補助金」からダウンロードして下さい。他は任意の様式をご使用ください。

①はじめの一步部門		様式	記入例
1	豊田市市民活動促進補助金交付申請書	○	P.8
2	団体調書	○	P.9,P.10
3	規約、会則または定款		
4	団体の事業計画書 ※A4用紙2枚以内		
5	団体の収支予算書		P.13
6	市民審査員届出書	○	豊田市 HP
7	豊田市市民活動促進補助金交付決定前着手承認申請書	○	P.14
8	備品の金額がわかる資料（見積書等）※2万円以上の備品購入の場合		

★年間計画や事業ごとの企画書等  
事業の目的・日時・場所・内容・対象・期待される効果等記入

②活動ステップアップ部門		様式	記入例
1	豊田市市民活動促進補助金交付申請書	○	P.8
2	団体調書	○	豊田市 HP
3	規約、会則または定款		
4	団体の事業計画書 ※A4用紙2枚以内		
5	団体の収支予算書		P.13
6	前年度の活動実績報告書 ※A4用紙2枚以内		
7	豊田市市民活動促進補助金交付決定前着手承認申請書	○	P.14
8	備品の金額がわかる資料（見積書等）※2万円以上の備品購入の場合		

★事業の日時・場所・内容・参加者数・写真・効果等記入

③新規事業チャレンジ部門		様式	記入例
1	豊田市市民活動促進補助金交付申請書	○	P.8
2	団体調書	○	豊田市 HP
3	規約、会則または定款		
4	団体の事業計画書 ※A4用紙2枚以内		
5	団体の収支予算書		P.13
6	前年度の活動実績報告書 ※A4用紙2枚以内		
7	3か年・2か年事業計画説明書	○	P.11,P.12
8	新規事業収支予算書（※当該補助金のみの収支予算書）		
9	豊田市市民活動促進補助金交付決定前着手承認申請書	○	P.14
10	備品の金額がわかる資料（見積書等）2万円以上の備品購入の場合		

## (8) 申請方法

あいち豊田市電子申請・届出システムにてご提出ください。



①はじめの一步部門提出フォーム ②活動ステップアップ部門提出フォーム ③新規事業チャレンジ部門提出フォーム

豊田市ホームページ「令和6年度豊田市市民活動促進補助金」にもURLがあります。不備のある場合は受け取りができない場合もございますので、**期限に余裕を持ったご提出をお願いします**。また、補助金交付決定団体は、提出された書類のうち、団体調書（会員名簿と担当者連絡先を除く）・新規規事業チャレンジ部門については、3か年・2か年事業計画説明書を市ホームページで公開します。

## (9) 審査

一次審査

審査会による書類審査 ※団体出席不要  
結果通知は令和6年4月下旬頃

二次審査

公開プレゼンテーション ※一次審査通過団体は**要出席**  
令和6年5月18日(土) 10:30~17:00(予定)

### 二次審査（公開プレゼンテーション）について

- ・1団体につき公開プレゼンテーション5分程度、質疑応答5分程度の予定です。
- ・発表資料は、**パワーポイント**（横向き推奨）で作成をお願いします。枚数は原則**8枚以内**です。発表資料は**令和6年5月14日(火)**までに、とよた市民活動センターメール（tec@city.toyota.aichi.jp）までご提出ください。
- ・審査会には、包括連携協定締結企業等にも参加を呼びかける予定です。

### 審査会

審査は、市民活動促進委員会会長が指名する委員及び委員以外の者5名以内で構成された「豊田市市民活動促進補助金審査会」で行います。はじめの一步部門のみ、二次審査に市民審査員を選出し審査会と共に審査を行います。

#### ※はじめの一步部門の市民審査員の選出について

- ・団体の会員から、二次審査発表者とは別の会員を審査員として1名選出してください。
- ・市民審査員の投票点は2点あり、良いと思った団体に1点ずつ投票いただきます。
- ・市民審査員が選出できなかった団体は、二次審査発表者と兼ねることができるとしますが、その場合は、投票点のうち1点減点し自団体へは投票できません。
- ・市民審査員は審査会途中での交代はできません。

## 審査項目及び審査基準

審査会審査員の審査基準及び評価基準は、下表のとおりです。

審査会の評価は、下表の各審査項目に対し、審査基準及び評価基準を用いて行われます。

審査項目	審査基準	はじめの一步部門	活動ステップアップ部門	新規事業チャレンジ部門
課題認識 (配点：5点)	・団体の活動目的・目標が明確となっている。 ※ 特定の個人や団体の利益、趣味や娯楽が主目的の活動、会員相互の親睦活動になっていないか。	5	5	5
資金 (配点：5点)	・団体の自主的な財源を確保しようとしている。 (会費・参加費等)	5	5	5
継続性 (配点：5点)	・団体の組織的な活動ができる体制（役割、担い手、会員数等）が整っている。 ・適正な事業計画が作成されている。	5	5	5
組織強化 (配点：5点)	・団体の組織強化への取組が明確になっている。 ・必要な資源（人・モノ・情報）の確保に向けた方針や、計画が明確である。		5	5
実現性 (配点：5点)	・新規事業に対する3年または2年後の目的と目標が明確になっている。 ・新規事業の3か年または2か年計画ができている。			5 +市民審査員の得票点
	合計	15点	20点	25点

・審査項目に対し、下記の評価基準を用いて評価します。

大変良く 当てはまる	良く 当てはまる	当てはまる	まあまあ 当てはまる	ほとんど 当てはまらない
5	4	3	2	1

## 補助対象基準点

はじめの一步部門	10点（審査会の評価点と市民審査員の投票点の合計点）
活動ステップアップ部門	12点（審査会の評価点）
新規事業チャレンジ部門	15点（審査会の評価点）

- ・補助対象基準点は上表のとおりです。ただし、全ての審査項目が2点以上であることとします。
- ・補助金予算額内において、補助対象基準点に達している団体の上位から順に補助団体を決定します。

## (10) 全体の流れ

日付	内容
令和6年2月3日(土) 10:30~12:00  令和6年2月21日(水) 10:30~11:30	<p><b>事前説明会</b> 令和6年度豊田市市民活動促進補助金の申請を考えている団体を対象に申請書の書き方や全体の流れを募集要領に沿って説明します。(2/3(土)のみ令和5年度交付決定団体と交流会あり。)</p> <p><b>個別相談も随時受付中</b></p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; border-radius: 5px;"> <p>事前説明会・個別相談・成果発表会 こちらのQRコードからお申込み下さい。</p> </div> </div>
令和6年3月16日(土) 13:30~	令和5年度補助金交付団体による <b>成果発表会</b> (上のQRコードからお申込み下さい)
令和6年3月1日(金)~ 3月23日(土)	<b>申請期間</b> あいち豊田市電子申請届出システムにて提出 (詳細はP.5申請方法を参照)
4月下旬頃	<b>一次審査結果通知</b>
令和6年5月14日(火)	<b>二次審査資料の提出</b> PowerPointを市民活動センターのメールに添付し提出
令和6年5月18日(土) 10:30~17:00 予定	<b>二次審査(公開プレゼンテーション)</b> 一次審査通過団体は要出席 1団体:発表5分+質疑5分
令和6年6月1日(土)	<b>補助決定</b>
令和6年6月1日(土) 10:30~11:30	<b>補助決定団体説明会</b>
令和6年7月中旬	<b>補助金支払</b> (団体名義の口座が必要)
事業終了30日以内又は 令和7年4月10日の早い 期日	<b>実績報告書提出</b> 様式等別途通知
令和7年3月頃	<b>成果発表会</b> (翌年度申請しない団体のみ)

※場所はいずれもとよた市民活動センター



## (11) 申請書記入例

様式第1号（第20条関係）

**記入例**

令和6年3月10日

豊田市長 様

（取扱い：とよた市民活動センター）

★法人等の場合は、  
正式名で記入

（申請団体）

所在地

豊田市若宮町1丁目57番地1

団体名

市民活動の会

★肩書を記入。また、定款・  
規約と同様の役職名を記入。

（フリガナ）

トヨタ 川口

代表者氏名

会長

豊田 花子

代表者の

生年月日

昭和40年12月1日 生

電話番号

（0565）36-1730

★忘れずに記入

令和6年度豊田市市民活動促進補助金交付申請書

令和6年度において市民活動を行いたいので、豊田市市民活動促進補助金交付要綱第20条の規定により、次のとおり申請します。

補助対象部門	はじめの一步部門 1年目	対象部門を記入
補助金交付申請額	金100,000円	対象経費に補助率を乗じた 金額又は、限度額を記入
市民活動の目的	「共働によるまちづくり」を推進し、 市民活動の促進を図るため	
市民活動の内容	活動の場の提供、情報管理提供、啓発事業、相談事業、研修 事業、資金サポート事業、連携促進事業	
協働する団体 ※第15条「協働事 業」の場合に記入		

添付書類

- (1) 団体調書
- (2) 規約、会則等
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(指定様式)

記入例

# 団体調書【はじめの一步部門】

## (1) 団体概要

団体名	市民活動の会	HP 等 URL	とよた市民活動情報サイト
団体種別と設立年月	<input type="checkbox"/> NPO 法人 ( 年 月) <input type="checkbox"/> その他法人 ( 年 月) <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 (令和 3 年 5 月)	活動分野	3 まちづくりの推進 ★P.16 の市民活動一覧表を参考に
代表者名	役職名：会長 氏 名：豊田 花子	会員数	8 名
団体連絡先 (申請担当者)	役職名：会計 氏 名：花田 豊男 住 所：〒471-8501 豊田市西町 3 丁目 60 番地 ※こちらの連絡先に今後のお知らせ等をご連絡いたします。	Tel	0565-36-1730
		FAX	0565-34-0015
		e-mail	tec@city.toyota.aichi.jp

## (2) 会員名簿

	氏名	役職名	住所	生年月日
※会員が 5 人以上の場合は、別に名簿を添付してください。	豊田 花子	会長	豊田市～	昭和〇〇年〇月〇日
	〇〇 〇〇	副会長	豊田市～	昭和〇〇年〇月〇日
	花田 豊男	会計	豊田市～	平成〇年〇月〇日
	〇〇 〇〇	〇〇	豊田市～	平成〇年〇月〇日
	〇〇 〇〇	〇〇	豊田市～	昭和〇〇年〇月〇日

★会員が 5 名以上でなければ申請ができません。

★定款・規約と同様の役職名を記入してください。

## (3) 団体の活動目的

活動の目的・目標	目的：「共働によるまちづくり」を推進し、市民活動の促進を図る 目標：子どもからシニアまで誰もが活躍し、まちづくりの担い手となることを目指し、方針を 3 つ掲げている。①市民が市民活動を知る・参加するきっかけづくりをする②市民活動団体が、活動を継続・発展させるための支援をする③市民活動支援拠点連携・コーディネート機能の強化
★団体の紹介 何を目的に、何を 目指しているのか を記入	
活動の内容・活動実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 情報管理提供) 広報紙の発行 (年 6 回)</li><li>・ 啓発事業) 対話の場づくり (年 4 回)</li><li>・ 啓発事業) つながる博プラスの開催 (7～11 月)</li><li>・ 相談事業) NPO 運営相談 (年 8 回)</li><li>・ 研修事業) 団体向けスキルアップ講座の開催 (年 4 回)</li><li>・ 連携促進事業) 交流会の開催 (年 3 回)</li></ul> <p>★どのくらいの頻度で何をしているのか記入</p>

(4) 補助金の使用用途と活用する活動・事業内容など

補助金の使用用途、補助金を活用して行う活動を具体的にすべて記入してください。

印刷製本費 ○○円 (団体紹介リーフレットの作成)

活動への想いや写真等を入れたリーフレットを作成。5,000部印刷予定。

今まで活動紹介は口頭での説明だったが、イベント来場者等に活動をより理解してもらうことでの会員の増加や、企業等からの寄附を募る際のPRとして使用することで寄附の増加を目指すことが目的。

★収支予算書と整合性が取れるように記入してください。

備品購入費 ○○円 (プロジェクター 1台)

現在○○講座で施設にプロジェクターを借りて実施している。しかし実施会場が限られてしまうため、自団体に購入することで場所を変え広く多くの方に活動をPRし、活動を拡大していきたいため。

★備品購入や、イベント実施の必要性や、補助金を使うことでどのような効果が期待できるのかを記入してください。講師謝礼の場合は、講座の目的・内容・期待する効果など。消耗品・備品購入の場合は、購入予定物品の名称・使用目的、期待される効果など。

(5) 審査項目毎にアピールしたいこと

<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会課題に対して、団体の活動目的が明確となっているか。(趣味や娯楽、特定の個人や団体の利益が目的となっていないか)</li> </ul>	<p>予測困難な時代において、ステークホルダーの多様化、情報量の増加等により社会課題が複雑化し解決が困難になっていることを当団体では社会課題ととらえて活動している。課題解決のためには、多様な主体がネットワークを作り、総合知を活用する必要があると考え、誰もが活躍できる「共働によるまちづくり」を推進と社会課題を解決する市民活動の促進を目指している。</p>
<p>【資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の自主的な財源を確保しようとしているか(会費・参加費等)。</li> </ul>	<p>会員からの会費 企業からの寄附 講座ごとの参加費</p> <p>★自団体が活動することでどんな社会が実現するのか、どのような社会を目指しているのか。具体的な数値やデータ等もあれば、使用しながら何を課題として活動しているのか等を説明して下さい。</p> <p>★補助金は一時的な財源です。補助金がなくても活動が継続できそうか等が審査の基準です。</p>
<p>【継続性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の組織的な活動ができる体制が整っているか。</li> <li>・適正な事業計画が作成されているか。</li> </ul>	<p>月に1度、ミーティングを実施し、それぞれの事業の進捗状況を話し合ったり、購入する備品について会員で話しあったりして決定している。事業計画については会員で意見を出し合い、それぞれの役割とスケジュールを決め、誰かひとりに負担が集中しないように工夫している。</p> <p>★1人の活動になっていないか、どのような役割分担になっているか、会員の意見をどのように聞き、反映しているかなどを具体的に記入してください。</p>

※豊田市のホームページ「豊田市市民活動促進補助金」に昨年度の採択団体の資料を掲載しています。

A 4用紙 2枚以内で記入

## 記入例

(指定様式)

### 3か年・2か年事業計画説明書【新規事業チャレンジ部門】

(団体名： 市民活動の会 )

(1) 新規事業の名称	まちづくり担い手育成事業
(2) 新規事業実施のきっかけ	★どのようなことから、新規事業の必要性を感じたのか、現状や課題を記入。 ※申請する新規事業を行うことに至った動機やこれまでの経緯等を記入。
複雑化する社会課題を解決するには、多様なステークホルダーがネットワークを作り、総合知（集合知）を活用し共働する必要がある。また、そのための人材育成の場が必要である。当団体では昨年度から、多様な主体のネットワークづくり場の運営をしているが、現状の方法は対話の場としての効果は高いが、共働を生み出すことが難しい。多様な主体による共働のまちづくりの推進を実現するためには、共働を生む長期的な場と仕掛けづくり場、そのための人材育成の場が必要である。	
(3) 新規事業の目的、期待できる効果、3年後または2年後の目標	★申請する新規事業によって、何を目指し、何が期待できるのかを記入。
目的：まちづくり事業の実践を通じたつなげる人材の育成と共働によるまちづくりの実現 効果：まちづくりを担う人材が育ち、共働によるまちづくりが実現 1年目：共働によるまちづくり機運を高めるため、共働を生む土壌となる場や機会の提供。 多くの人に周知し、事務局人材を集め育成する 2～3年目：育成した事務局人材による運営事務局が主体となり、まちづくり担い手育成事業を通して多様な主体による共働のまちづくりを実現 4年目以降：寄付や参加費で自立した持続的な運営を目指す。	
(4) 新規事業の内容	★申請する新規事業の実施方法、対象者、実施時期、場所、回数、市民への周知方法、参加予定人員等を含め、その内容を具体的に記入。
実施方法： 1年目：多くの人に周知するプレイベントを実施し、事務局になる人材の発掘・育成 2・3年目：事務局を中心にまちづくり担い手育成事業（連続6回講座）の実施 内容：参加者は解決したい課題ごとにチームに分かれる。チームで解決のための事業を実施する半年のプロジェクト。 対象者：企業・行政・NPO・市民 実施期間：6月・1月 場所：スカイホール豊田 or 青少年センター 市民への周知方法：まちづくりの担い手になりそうな方に直接声かけ 参加予定人数：30人／事務局10人	

<p>○ 実施上の工夫（※目的達成のため、特に創意工夫する点を記入。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全6回の講座（プロジェクト）では参加者だけでなく、設定した社会課題に関係する様々な人を巻き込みながら、様々な方とつなぐ（コーディネート）を体験しながら、一緒に課題を解決していく。</li> <li>・ 参加者のそれぞれの強み・得意をどのようにまちづくりに生かすかを考えるきっかけとし、3年で自立した運営を目指す。</li> </ul>	
<p>○ 1年目の計画</p> <p>まちづくり担い手育成は全6回の連続講座が目標だが、1dayイベント（プレイベント）を年に2回実施する。</p> <p>6月のプレイベント：第1回のプレイベントで事務局になりそうな人材を発掘</p> <p>1月のプレイベント：第2回のプレイベントでは、6月に一緒にやりたいといってくださいの方と一緒に企画し運営する。</p>	<p>○ 補助申請額 【250,000円】</p> <p>○ 補助金の使途（科目、支払額等）</p> <p>講師謝礼：230,000円（2回分）</p> <p>会場費：20,000円（2回分）</p> <p>★1年目の具体的な計画を記入。次年度に向けどのような準備をするのか等を記入。</p>
<p>○ 2年目の計画</p> <p>1年目に育成した事務局人材による運営事務局が主体となり、まちづくり担い手育成事業第1期（全6回連続の連続講座／半年にわたるプロジェクト）を実施</p> <p>同時に自立して運営ができるように参加企業から寄附を募る。</p>	<p>○ 補助申請予定額【250,000円】</p> <p>○ 補助金の使途（科目、支払額等）</p> <p>講師謝礼：200,000円</p> <p>会場費：50,000円</p> <p>★2年目の具体的な活動計画を記入。1年目の活動をどのように2年目につなげ、その次の年度につなげるためにどのような活動をするかを記入。</p>
<p>○ 3年目の計画</p> <p>第1期事務局メンバーがサポートしながら、第1期に参加した方を中心に事務局メンバーを再構成。育成した事務局人材による運営事務局が主体となり、第2期まちづくり担い手育成事業を実施。</p> <p>参加費・寄附で持続的な運営ができるようにする</p>	<p>○ 補助申請予定額【50,000円】</p> <p>○ 補助金の使途（科目、支払額等）</p> <p>会場費：50,000円</p> <p>★3年目の具体的な活動計画を記入。2年目の活動を3年目にどのようにつなげ、その後はどのような活動を想定しているか等を記入。</p>

## 記入例

(任意様式)

### 令和6年度 【 市民活動の会 】 収支予算書

会計年度 令和6年4月1日～令和7年3月31日

★団体の会計年度に関わらず、4/1～3/31 までの収支予算書をご記入ください。

#### 収入の部

科目	内訳	予算額	備考
会費	正会員	7,000	1,000円×7人
	賛助会員	3,000	1,000円×3人
事業	参加費	2,000	100円×5人×4回開催（自主事業）
補助金	促進補助金	100,000	豊田市市民活動促進補助金
寄附	(株)〇工業	70,000	
補助金収入※2	繰越金	700	昨年度からの繰り越し
収入合計※1		182,700	

#### 支出の部

科目 ※3	内訳	予算額	備考
報償費	講師謝礼	10,000	【促進補助金対象経費】 講座 6/20 講師謝礼：1名
旅費・交通費	視察交通費	40,000	
消耗品費	消耗品代	30,000	【促進補助金対象経費】 文具、コピー用紙等
印刷製本費	印刷費	36,000	【促進補助金対象経費】 リーフレット 2500部印刷費、チラシ印刷
通信運搬費	通信費	16,700	★促進補助金対象経費が分かるように記入
備品購入費	備品購入	50,000	【促進補助金対象経費】 〇〇購入
支出合計 ※1		182,700	

※1 収入合計と支出合計が同額になるように作成してください。

※2 市民活動促進補助金以外に補助金や助成金を受けている場合は、必ずご記入ください

※3 科目は「募集要領」2ページをご覧ください。

様式第 2 号（第 2 2 条関係）

令和 6 年 4 月 1 日

豊田市長 様  
（取扱い：とよた市民活動センター）

（申請団体）	所 在 地	豊田市若宮町 1 丁目 5 7 番地 1
★肩書忘れずに記入	団 体 名	市民活動の会
	（フアガホ）	トヲ ハコ
	代表者氏名	豊田 花子
	電 話 番 号	（ 0 5 6 5 ） 3 6 - 1 7 3 0

★忘れずに記入

**令和 6 年度豊田市市民活動促進補助金交付決定前着手承認申請書**

豊田市市民活動促進補助金交付要綱第 2 2 条第 1 項の規定により、豊田市市民活動促進補助金の交付決定前着手の承認を申請します。ただし、補助対象とならなかった場合は、団体の負担で事業を実施します。

補助対象部門	はじめの一步部門 1 年目
補助申請内容	団体 PR のパンフレット印刷費
交付決定前着手を必要とする理由	<p>5 月から配布する団体 PR のパンフレットであり、4 月にはパンフレットを印刷業者に発注しなければならないため。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>★なぜ、事前着手（補助金交付日より前）をする必要があるのかを明確に記入。</p> </div>

## (12) 申請に関する Q&A

**Q 1 : 補助率 2 / 3 や 1 / 3 とは、どういう意味ですか？**

**A 1 : 「補助対象経費の 2 / 3、または 1 / 3 を補助する」ということです。**

例えば活動ステップアップ部門 1 年目において合計で 30 万円の申請をいただいた場合、補助金は 20 万円、残りの 10 万円は団体の自己負担となります。また、30 万円支出した事実があって初めて 20 万円の補助が認められますので、30 万円分の領収書が必要となります。結果的に実績が 24 万円しかかからなかった場合は、その 2 / 3 の 16 万円に補助金が減額されます。

同様に、活動ステップアップ部門 2 年目であれば補助金 10 万円、残りの 20 万円は団体の自己負担となります。

**Q 2 : 食糧費とはなんですか？**

**A 2 : ペットボトルのお茶や水、レストランでの食事やお弁当などは食糧費となり、補助金の対象となりません。**

講師への謝礼は対象となりますが、講師の弁当代は対象となりませんのでご注意ください。

**Q 3 : 交付決定前着手はいつから可能ですか？**

**A 3 : 4 月以降で、事前着手承認を決定した日以降なら可能です。**

3 月分は対象となりません。また、審査会で申請が通らなかった場合は団体の自己負担となりますのでご注意ください。

**Q 4 : 備品の値段がわかるものとはなんですか？**

**A 4 : 見積書（コピーで可）をご提出ください。見積書がない場合は、インターネット等で調べた商品の画面を印刷したものをご提出ください。**

**Q 5 : 単年度補助とはなんですか？**

**A 5 : 申請年度内の対象経費に対する補助です。**

各部門とも 2 年ないしは 3 年の補助期間がありますが、1 年毎に申請書をご提出いただき、審査を受けていただく必要があります。二次審査の公開プレゼンテーションでは、前年度の成果発表も含めて行っていただきます。



### (13) 特定非営利活動促進法に掲げる分野の市民活動一覧表（参考）

分野	活動内容
1	保健、医療又は福祉の推進を図る活動
2	社会教育の推進を図る活動
3	まちづくりの推進を図る活動
4	観光の振興を図る活動
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7	環境の保全を図る活動
8	災害救援活動
9	地域安全活動
10	人権擁護又は平和の推進を図る活動
11	国際協力の活動
12	男女共同参画社会の形成の推進を図る活動
13	子どもの健全育成を図る活動
14	情報化社会の発展を図る活動
15	科学技術の振興を図る活動
16	経済活動の活性化を図る活動
17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18	消費者の保護を図る活動
19	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20	前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動



豊田市市民活動促進補助金  
ホームページ

お気軽に  
ご相談ください



豊田市役所 生涯活躍部 市民活躍支援課 とよた市民活動センター

〒471-0026

豊田市若宮町1丁目57番地1 T-FACE A館9階

TEL 0565-36-1730

FAX 0565-34-0015

E-mail : [tec@city.toyota.aichi.jp](mailto:tec@city.toyota.aichi.jp)

<https://www.toyota-shiminkatsudo.net>

開館時間：火曜日を除く 10：00～18：00



とよた市民活動情報サイト